

新潟市立図書館の貸館の可否に関する基準

平成29年4月1日制定

新潟市立中央図書館及び新津図書館は、多目的ホール等を適切に市民の利用に供するため、下記の基準を定める。

1 利用対象について

多目的ホール等を利用できる対象は、下記の要件を満たす団体とする。

- (1) 構成員の過半数が新潟市在住または在勤、在学で、5人以上で構成する団体であること。
- (2) 利用に際して研修室は5名以上、ホールは10名以上の利用が見込めること。
- (3) 原則として規約または会則等を有すること。

ただし、図書館利用にふさわしいと図書館長が判断した場合はこの限りでない。

2 利用目的による可否について

図書館の設置目的により、下記の利用を目的とする場合は、図書館を利用することはできない。

- (1) もっぱら営利を目的とする場合
- (2) 宗教活動（布教活動等）を目的とする場合
- (3) 政治活動（特定政党や個人への投票の呼びかけ、特定政党への勧誘等）を目的とする場合
- (4) その他図書館としてふさわしくない目的であると図書館長が判断した場合。

ただし、企業などの営利団体、宗教団体、政党などの政治団体についても、その利用目的が(1)～(4)に該当しない場合は、利用を許可する。